

## 特定非営利活動法人(NPO 法人)オカリーナ工房士音会員規約

この会員規約は(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人オカリーナ工房上音(以下「当法人」という)と、当法人の会員(以下「会員」という)との関係に適用する。

### 第1条(目的)

当法人は、会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

### 第2条(会員の定義)

- 1 会員とは、当法人のすべての職種別の会員の総称をいう。
- 2 正会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動及び事業を推進する個人および法人の会員をいう。
- 3 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を援助する個人及び団体の会員をいう。

### 第3条(入会申込)

入会の申込をする場合は、入会申込書に必要事項を記入するか、入会フォームにて申込をするものとする。

### 第4条(入会金及び年会費)

入会金及び年会費は次のように定める。

- 正会員 個人入会金 0 円 年会費 5,000 円、法人 入会金 0 円 年会費 8,000 円  
賛助会員 個人入会金 0 円 年会費 3,000 円、法人入会金 0 円 年会費 5,000 円

### 第5条(入会の拒絶)

当法人は、入会申込者が当法人定款第7条に該当する場合、あるいは次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載した場合
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合

### 第6条(会員資格の有効期間)

- 1 会員資格の有効期間は、当法人決算月末日(毎年4月30日)までとする。
- 2 会員特典については、入会から1年間とする。

### 第7条(会員特典)

別表のとおり定める。理事会において変更する場合がある。

#### 第8条(総会における表決権)

- 1 当法人は年1回の定例総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行う。
- 2 総会は、当法人定款に定めるとおり、正会員をもって構成する。

#### 第9条(除名)

- 1 当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することができる。
  - (1) 当法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この会員規約に違反したとき。
  - (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場合。
  - (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

#### 第10条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

#### 第11条(抛出金品の不返還)

既に納入した入会金、年会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

#### 第12条(会員規約の変更)

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更することができる。

(附則) 本規定は2016年5月11日より実施する。

2022年6年9日 改訂